

市川市における多様性社会の推進に
ついての提言書

令和3年12月
市川市多様性社会推進協議会

はじめに

市川市では、平成 12 年に議決された「市川市基本構想」において、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の 3 つをまちづくりの基本理念として掲げ、中でも「人間尊重」に関しては、人権の尊さを認識し、すべての人が個人として尊重される地域社会の実現に向けて、施策を推進してきた。

令和元年には「市川市多様性を尊重する社会を推進するための指針」を施行し、多様性を尊重する社会を形成し、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指す基本的施策の 1 つとして、多様な性に対する理解の促進と同時に、性的マイノリティであることに起因する日常生活の支障を取り除くための支援を行うこととしている。

本協議会は、多様性を尊重する社会を推進するため、本年 5 月に設置され、その支援策の 1 つである「パートナーシップ制度」の導入に向けて、5 回の協議会を開催し、その中で制度の内容について綿密な協議を行うとともに、その他の多様性を尊重する社会の推進に関する事項についても活発な意見交換を行ってきた。

本協議会の協議結果として、本市に相応しい「パートナーシップ制度」の制度内容及び委員より意見のあった本市が多様性社会を推進するための施策について、以下のとおり取りまとめたので、提言する。

制度導入に当たっては、十分に配慮を願うとともに、本市における多様性社会推進の一助とされることを切に望むものである。

目 次

1	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の制定に向けた提言	
(1)	制度の目的（趣旨）について.....	1
(2)	制度の根拠について.....	2
(3)	制度のあり方について	
①	制度の種類について.....	2
②	制度の対象者について.....	3
③	定義について.....	4
(4)	申請要件について	
①	居住地（住所）について.....	5
②	その他の申請要件について.....	5
(5)	証明書等の交付について	
①	書類について.....	6
②	通称使用について.....	6
③	申請方法について.....	6
④	発行する形式（交付する書類）について.....	7
⑤	届出事項の証明について.....	7
⑥	手数料について.....	8
(6)	有効性について	
①	保存年限（有効期間）について.....	8
②	パートナー解消時について.....	8
③	転出時について.....	9
④	パートナーの死亡時について.....	9
2	多様性社会推進に関するその他の提言	
(1)	トランスジェンダーの困りごとへの対応等について	
①	各種申請書等における性別の記載欄を 原則廃止すること.....	10

② 中学校の制服を自由選択制又は ジェンダーレス制服にすること	10
③ 小中学校の名簿を男女混合名簿にすること	11
④ 公立小中学校や公共施設に多目的トイレ (誰でもトイレ) を設置すること	11
⑤ 性的マイノリティの児童生徒への対応について 事例の共有をすること	11
⑥ 性の多様性教育を推進すること	11
(2) 市の相談体制について	12
(3) 市内企業への研修及び LGBTQ 支援団体への 助成について.....	12
(4) パートナーシップ制度を導入している 県内自治体との連携について.....	12
3 各委員からの個別提言・感想等	13
(別紙) 各種申請書等における性別記載欄に関する指針 (案)	19

参考資料

市川市多様性社会推進協議会開催一覧	22
市川市多様性社会推進協議会委員名簿	23
市川市多様性社会推進協議会要綱.....	24

1 パートナーシップ・ファミリーシップ制度の制定に向けた提言

全ての人が性別、性自認、性的指向に関わらず、一人ひとりが様々な個性や能力を持つ個人として、個々の人権が尊重され、それぞれの違いや共通点を認め合い、各々の持つ能力を發揮できる、多様性を尊重する社会を推進していく必要がある。そのための1つの取組みとして、パートナーシップを形成している双方又は一方の未成年の子も含めたパートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入を早急に図られたい。

なお、当該制度の制定に係る協議項目ごとに各委員から出された意見は、次のとおりである。

(1) 制度の目的（趣旨）について

本市に導入すべきパートナーシップ制度の目的（趣旨）は、以下のとおりとすることが妥当である。

本市は、全ての人の人権が尊重され、性自認、性的指向にかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を設けるものとする。

(主な意見)

- ・「人権の尊重」を明記すべきである。
- ・「自分らしく生きていきたいという人を応援する」との趣旨の文言を規定すべきである。
- ・「多様な性にかかわらず」という文言では問題が見えにくくなる。差別は歴然として存在するので、その解消をしていくというアクションを含めた課題の提示を目的とすれば、「性自認及び性的指向にかかわらず」と明記すべきである。ただし、それが突出しない表現にする必要がある。
- ・パートナーシップだけでなく、ファミリーシップを含んだ制度とすべきである。したがって、ファミリーシップに関する事項も規定する必要がある。

(2) 制度の根拠について

制度を導入している自治体（以下「先行自治体」という。）では、その根拠を「条例」とする場合と「要綱」とする場合とに大別される。いずれにもメリットがあるが、制度の早期導入と柔軟な運用を考慮すると、まずは「要綱」で始めることも妥当である。

案1：制度の根拠を「条例」に置く。

(主な意見)

- ・安定性がある。制度が強固なものになる。
- ・LGBTQ当事者から見て、自治体としての本気度が感じられる。
- ・市議会の議決を経ることから、制定するプロセスそのものにも意義がある。

案2：制度の根拠を「要綱」に置く。

(主な意見)

- ・柔軟に対応できるという点で、要綱がよい。
- ・パートナーシップ制度は、同性婚が法制化されるまでの間をつなぐ制度であり、将来的には不要となると理解している。「実」を取ることが大事であることから要綱がよい。
- ・実際に使える制度を早く整えることが大事であるので、手続に時間がかかる条例より柔軟に対応できる要綱のほうがよい。
- ・条例は、市議会の情勢に左右される。その点、要綱は、やり易さ、柔軟さがある。

(3) 制度のあり方について

① 制度の種類について

パートナーシップ制度の種類を制度の利用申請時における様態から分類すると、当事者がパートナーシップ関係であることを「宣誓」し、自治体はその宣誓を受け、「宣誓の受領証」を交付するものと、婚姻の場合と同様に、当事者が「届出」をし、自治体が「届出の受領証明書」を交付するものとに大別される。

「宣誓」と「届出」のそれぞれにメリットがあるが、制度利用のハードルを低くすることや、本制度が同性婚の法制化までの間の暫定的な制度とみれば、法律婚の同様とすることが望ましい。

そこで、当事者による「届出」と、自治体による「届出の受理証明書」の交付という方式を導入することが妥当である。

案1：宣誓とする。(宣誓受領証)

(主な意見)

- ・当事者の思いに寄り添った制度としては、「宣誓」がよい。
- ・届出では、自治体の本気度が感じられないようにも思う。宣誓の方が自治体が腰を据えていると感じる。
- ・公的な場所に行って宣誓することは、重荷となる当事者もいる。

案2：届出とする。(届出受理証明書)

(主な意見)

- ・パートナーシップ制度は、同性婚の法制化までの間をつなぐ制度であると理解している。そのため、婚姻と同様に扱うべきである。
- ・公の所に行って宣誓することは、重荷となる当事者もいる。
- ・宣誓では、ハードルが高くなってしまう。

② 制度の対象者について

先行自治体では、「戸籍上の性別が同一である2人のみ」とする例や、これに加え、「性自認上の性別が同一である2人」を対象とする例、「性自認・性的指向を問わず、事実婚関係にある異性カップル」も対象とする例などがみられる。

本制度が同性婚の法制化までの間の暫定的な制度として捉えた場合、その対象は可能な限り広範囲とすることが望ましいと考えられることから、導入すべき制度の対象者については、以下の範囲とすることが妥当である。

制度の対象者(宣誓又は届出を行うことができる者)については、申請要件を満たしていれば、戸籍の性別や性自認、性的指向は問わない。

(主な意見)

- ・同性パートナーに限定せずに、事実婚も（異性）でも使える（広い捉え方ができる）ようにすべきである。
- ・カミングアウトを恐れている当事者はたくさんいると思われるので、異性カップルなのか同性カップルなのかを問わない制度であると利用しやすい。ただし、誰でも使えるということ、本気度という点では疑問を生じる可能性がある。

③ 定義について

先行自治体（又は先進的な制度を導入しようと試みている自治体）の例を参考とした結果、以下のとおり、明石市の要綱の定義又は新宿区の条例案の定義をベースに規定することが妥当である。

【パートナーシップ・ファミリーシップ】

互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、協力し合う継続的な 2 人の関係をいう。(明石市要綱)

【パートナーシップ】

互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で互いに協力し合うことを約した双方に係る社会生活関係をいう。(新宿区条例(案))

【ファミリーシップ】

パートナーシップ関係にある双方及びその一方又は双方の未成年の子を含む社会生活関係をいう。(新宿区条例(案))

(主な意見)

- ・パートナーシップだけでなく、ファミリーシップを含んだ制度とすべきである。
- ・法律婚でも、夫婦が同居しているとは限らないことから、パートナーシップ・ファミリーシップ制度においても、同居である必要はない。
- ・定義は、明石市及び新宿区案をベースにするのがよい。

(4) 申請要件について

① 居住地（住所）について

先行自治体では、「両当事者とも当該自治体に居住していること」や、「一方が当該自治体に居住し、かつ、他の一方が当該自治体への転入を予定していること」若しくは「双方とも当該自治体への転入を予定していること」などとしている例、さらには「同一所在地の住所」としている例など、少なくとも両当事者が当該自治体に居住することが要件とされている。

居住地（住所）については、法律婚でも夫婦が同居しているとは限らないこと、可能な限り利用者の対象範囲を広げることがよいことから、以下の要件とすることが妥当である。

**いずれか一方が、ア. 本市に住所を有していること。又は
イ. 本市への転入を予定していること。**

(主な意見)

- ・できるだけ婚姻制度に近い制度が望ましい。
- ・法律婚でも、夫婦が同居しているとは限らないので、同居であることを申請要件とする必要はない。

② その他の申請要件について

申請要件のうち、その他の申請要件について、制度を導入している（又は先進的な制度を導入しようと試みている）自治体の例を参考とした結果、以下の要件とすることが妥当である。

**ア. 成年であること。
イ. 当該相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
ウ. 婚姻をしていないこと。
エ. 双方が民法第734条から第736条の近親者でないこと。
ただし、同性間のパートナーが養子縁組をしている場合は、申請可能**

(主な意見)

- ・同性間のパートナーが養子縁組をしている場合は、申請を可能とすべきである。
- ・新宿区の条例案を参考にするのがよい。

(5) 証明書等の交付について

① 手続書類について

手続を行う際に必要となる提出書類については、以下のとおりとすることが妥当である。

独身であること：戸籍謄本、独身証明書

(外国人の場合) 婚姻要件具備証明書に日本語訳を添付

住 所：住民票の写し

本人確認：マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、等

(主な意見)

- ・在留資格のない外国人がパートナーの場合、在留資格を得るための困難さ、大変さがある。
- ・我々が想定していないケースが起きるかもしれない。当該制度を当事者に寄り添った制度とするため、どんな些細なことでも相談が受けられる趣旨の文言を案内等に加えるべきである。

② 通称使用について

LGBTQ 当事者にとって通称を使用している人もいることから、証明書等の交付に当たっては、以下のとおりとすることが妥当である。

通称名を使用することができる。

(主な意見)

- ・トランスジェンダーの当事者で通称名により社会的に認知されている人が多いことから、これらの方々への配慮をすべきである。

③ 手続方法について

先行自治体のほとんどは、本人確認等のために2人で来所して手続を行うこととしている。また、1人で来所して手続をすることを可能としている自治体においても、証明書等の交付の際は、合意の意思確認や本人確認のため、2人で来所することを必要としている例が多い。

手続方法についても、制度利用の利便性を第一に考えることが重要であることから、以下のとおりとすることが妥当である。

1人での手続も可。(できるだけ使いやすくするのがよい。)

(主な意見)

- ・できるだけ使いやすく、利用しやすい手続とするべきである。
- ・「郵送を可とする手続」には疑問がある。(例えば、国立大学の入学手続の場合、書類不備への速やかな対応が必要なため、基本的に対面)

④ 発行する形式(交付する書類)について

先行自治体では、A4サイズの宣誓受領証・届出受理証明書等が交付されており、また、携帯用のカードサイズの宣誓受領証・届出受理証明書等を交付する自治体も増えてきている。

本市の制度についても、先行自治体同様、以下のとおりとすることが妥当である。

ア. A4サイズの宣誓受領証・届出受理証明書

イ. カード型の宣誓受領証・届出受理証明書

ウ. 電子証明書の導入を検討する。

※子に関する届出があった場合には、証明書には子の氏名も記載する。

(主な意見)

- ・紙の証明書は厳かな気持ちになる。カードは、住まい探しや医療現場で必須である。その他、電子証明があるとなおよいのではないか。
- ・民間企業がブロックチェーンで(電子)証明書を発行している。日南市が利用しているので、是非とも市川市でも導入していただきたい。

⑤ 届出事項の証明について

届出受理証明書・届出受理証明カードの交付を受けた者で、パートナーシップ関係又はファミリーシップ関係について証明を受ける必要のある者には、届出事項証明書を発行することが妥当である。

届出事項証明書を発行する。

(主な意見)

- ・届出時だけでなく、現在もパートナーシップ関係やファミリーシップ関係にあることを証明できる手立てを具備しておくことが大切である。

⑥ 手数料について

先行自治体では、宣誓を受けての受領証や届出を受けての受理証明書等の発行手数料を無料とし、その後に改めて証明書等の交付を受ける場合は有料とする例が多くみられる。この点についても、法律婚の場合と同様に、以下のとおりとすることが妥当である。

宣誓又は届出に係る手数料は無料。これらの証明書等の発行を受ける場合は有料

(主な意見)

- ・ 婚姻の届出及びその証明書等の発行の場合に準じるのがよい。

(6) 有効性について

① 保存年限（有効期間）について

先行自治体では、宣誓書等の保存年限について、10年間又は30年間としている例が多い。可能な限り長期間に保存することが望ましいことから、以下のとおりとすることが妥当である。

届出書等の保存期間は、30年とする。

(主な意見)

- ・ 異性間における事実婚の証明書と同じように証明するなら、10年は短い。
- ・ 異性婚における婚姻届の保存期間を踏まえると、「30年」若しくは「期間を定めない」とすべきである。
- ・ できるだけ長期とすべきである。
- ・ 市川市文書管理規程で、保存期間が最長で30年であれば30年でよい。
- ・ 30年後には、法律婚が可能になるなど、より良い制度があるかもしれない。

② パートナー解消時について

先行自治体では、パートナー解消時には、当事者の連名による解消届等の提出及び自治体から交付された受領証等の返還を求められることが一般的である。

本市において導入すべき制度においても、先行自治体と同様に、以下のとおりとすることが妥当である。

ア。「当事者連名による届出書類の提出」及び「受領証等の返還」とする。
イ。当事者2名又は1名が市担当部署に来庁して手続を行う。
ウ。当事者1名で手続を行ったときは、もう一方の当事者（手続に来なかった当事者）に対し、届出を受理した旨を市長が通知する。

（主な意見）

- ・手続が1人で行われた場合の取扱いは、市から手続に来なかった他方に通知をする離婚の手続に近い取扱いとすべきである。
- ・法律婚では、離婚届の不受理申出の制度があるが、パートナーシップ制度は法律婚ではなく、法的効力は生じないので、不受理申出を使用する意義は、現状では見いだせない。
- ・離婚届の不受理申出については、今後、運用上必要がある状況になった時に対応すればよいのではないか。

③ 転出時について

先行自治体では、転出時には、当事者の連名による変更届等の提出及び自治体から交付された受領証等の返還を求めることが一般的である。

本市において導入すべき制度においても、先行自治体と同様、以下のとおりとすることが妥当である。

当事者の連名による「届出書類の提出」及び「受領証等の返還」とする。

（主な意見）

- ・「転出に関する届出書類の提出」と「受領証等の返還」の手続とすべきである。

④ パートナーの死亡時について

先行自治体では、パートナーの死亡時において、届出書類の提出及び自治体から交付された受領証等の返還を求められることが一般的である。ただし、パートナーの死亡時の手続を不要としている自治体もみられる。

本市において導入すべき制度においては、一部の自治体でみられるのと同様、以下のとおりとすることが妥当である。

パートナー死亡時の届出（手続）は不要

（主な意見）

- ・ 証明書等を返還するにしても、半年位猶予を設けるべきである。
- ・ パートナーの一方が死亡したときに、ファミリーシップで子どもがいる場合などを考慮し、死亡の届出は必要ない。
- ・ パートナーシップの解消の届出をしても、しなくてもよい。「解消を届け出ることができる」という形にすべきである。
- ・ 戸籍上、死亡の事実は厳然としてあるので、解消届を出すか出さないかは、大勢に影響はない。利用者に対し、できるだけ利益になるようにすることを考え、届出をしなくてもよい。したがって、「死亡した時」を入れるべきではない。

2 多様性社会の推進に関するその他の提言

(1) トランスジェンダーの困りごとへの対応等について

① 各種申請書等における性別の記載欄を原則廃止すること

国や県の様式で定められている場合を除き、原則として、性別欄を廃止し、合理的理由がある場合のみ記載するようにすべきである。また、記載する必要がある場合でも、記載方法に工夫をこらすなど、配慮をする必要がある。

また、市から示された性別記載に関する指針案（別紙）について、協議の結果、各委員は、これを「是」とした。速やかに、指針を制定し、人権尊重の取組みを推進してほしい。

② 中学校の制服を自由選択制又はジェンダーレス制服にすること

性的マイノリティ以外の生徒も、どちらの制服も選べる状況にすることで、性別違和のある生徒が制服選びによってカミングアウトを強制されることを避けることができる。市として、中学校の制服を自由選択制又は男女の別なく選べる、いわゆるジェンダーレス制服を導入することを検討し、しっかりとした方向性を示すことが重要だと考える。

③ 小中学校の名簿を男女混合名簿にすること

児童生徒の名簿が男女混合となっていない学校が多いが、男女混合に移行することが望ましいと考える。

性別違和のある児童生徒に限らず、「男子」や「女子」と呼びかけられること自体をストレスに感じる児童生徒がおり、中にはそれが不登校の要因になってしまう場合がある。学校は、男女別名簿によって性別で分けることが基本であるという文化を作ってしまった。

健康診断など必要な場合は、男女別名簿を別につくる。これによって在学中に性別移行する児童生徒がいた場合、名簿の振り分けの問題が解消できる。

不必要なところまで男女別に分けてしまうことを問題として考えなければならない。

④ 公立小中学校や公共施設に多目的トイレ（誰でもトイレ）を設置すること

公立の小中学校や公共施設に、車椅子利用者などの他、性別で分けられたトイレを使用しにくい人に配慮して、多目的トイレ（誰でもトイレ）を必ず1つ以上は設置すべきである。

スウェーデンで広がっているという「個室トイレ」が理想ではあるが、スペースを多くとることから、迅速な実現は容易でないと考えられるため、まずは、1つ以上の多目的トイレ（誰でもトイレ）設置の実現に向けて「年次計画」を策定してほしい。

⑤ 性的マイノリティの児童生徒への対応について事例の共有をすること

教育委員会等は、性別違和を持つ児童生徒への対応例など、性的マイノリティの児童生徒の状況調査を行い、児童生徒に寄り添った対応の好事例等の共有を図ってほしい。

⑥ 性の多様性教育を推進すること

性的指向、性自認に関する教育が、現在の学習指導要領の中に入っていないことから、全国一律では行われていない現状がある。しかしながら、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（2000年）に基づき、文科省は人権教育を推進しており、法務省は「啓発活動強調事項」の17項目

中に「(15) 性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくそう」を掲げている。「総合的な学習の時間」「道徳」「特別活動」と関係する教科（「家庭」、「社会」、「公民」等）において、年齢に応じた、性の多様性教育を市川市で独自に進めてほしい。

(2) 市の相談体制について

市川市の様々な相談窓口において、「何でも相談できます」といった内容を明記してほしい。特に性自認・性的指向に関することも含めて、LGBTQ 当事者に限らず、家族や親族、職場の同僚など周囲の人達からのどんな相談でもウェルカムであるということをしっかり示してほしい。また、相談を受けたときに対応できるように、窓口職員の対応能力を高めておくことが必要である。

(3) 市内企業への研修及び LGBTQ 支援団体への助成について

企業向けに定期的な教育機会を持つ（研修を行う）というの、行政の役割の1つだと考えるので、システム化された教育（研修）の実施を検討してほしい。また、LGBTQ の支援団体を積極的に助成していくなどして、行政と協働してくれるパートナーを育成すべきである。

(4) パートナーシップ制度を導入している県内自治体との連携について

本市にパートナーシップ制度が導入された際には、千葉市、松戸市、浦安市、船橋市等、既にパートナーシップ制度を導入している県内自治体と連携してほしい。また、千葉県が、茨城県、群馬県などのように、県レベルで制度導入の動きを見せたときは、制度を導入している県内自治体とともに積極的に情報発信をするなど、先導的な役割を担ってほしい。

3 各委員からの個別提言・感想等

その他、多様性を尊重する社会を推進するための提言及びこの協議会に参加しての感想等を寄せたので、以下にそのすべてを掲載し、今後の市川市における多様性社会の推進に関する政策実現や事業実施の参考とし、差別と偏見のない人権が尊重された社会の実現に寄与にされたい。

なお、これまでの我々の議論を明らかにするため、会議録（別ファイル）を作成している。各委員の多様性社会の推進に関する熱い想いと熱心な議論が記録されているものと自負している。ご一読いただければ幸いである。

会長 片岡洋子

事務局が用意してくださった先行自治体の資料等を読み比べながら、それぞれの立場からの委員の皆様のご意見をいただき、短い間でしたが、とても充実した協議ができたと自負しております。私自身もパブリックコメントを寄せた経験はありますが、どのように読まれたのかわかりませんでした。今回、パブリックコメントについても協議し、提言への反映について検討いたしましたので、パブリックコメントの意義についても再認識できました。

私は市川市も含め、千葉県内の教育委員会や学校で、性的マイノリティの人権保障やすべての人々のセクシュアリティの多様性について理解するための講演の機会をたくさんいただいております。

先生方は大変に熱心に聞いてくださり、これからの多様性が尊重される社会を生きていく児童生徒にどのような人権教育が必要か、考えてくださいます。また、身体の性とは異なる性的アイデンティティを持った児童生徒がいる学校で、その児童生徒が安心して学校生活を送るために周囲の児童生徒や教職員への教育・研修に取り組んでいる例も増えてきました。

今回の提言が市川市の多様性推進社会づくりに活かされ、またパートナーシップ制度を社会教育や学校教育の場での学習にもつなげていただきたいと思います。

これまで、よりよい提言に向けて様々なご意見をくださった委員の皆様と、たくさんの資料を準備し議事を整理して進行を支えてくださった事務局の皆様之感

謝申し上げます。

委員 有田伸也

昨今、日本における LGBTQ や性の多様性に関する理解は年々高まりをみせています。2015 年に渋谷区・世田谷区でスタートしたパートナーシップ制度は、2021 年 10 月時点で 130 の自治体が導入し、2,277 組もの人がこの制度を利用しています。しかし一方で、LGBTQ 当事者のメンタルヘルスは LGBTQ 当事者ではない人に比べて 2 倍上悪いという調査結果や、2020 年に預金残高が 1 万円以下になったことがあるトランスジェンダー女性は 44%に上るという調査結果も顕在化しています。LGBTQ への理解は高まりを見せるものの、日本の社会生活で LGBTQ 当事者はストレスや困難を抱えやすい傾向にあると言えます。

市川市は中核市と同じぐらいの人口を有しているため、LGBTQ 当事者の困りごとにもより様々起こっているはずで、本社を構える企業や大学・短期大学なども多く、人生のさまざまな場面で起こりうる困難への対応の必要性も高いと考えます。多様性を尊重する社会の実現に向け是非前向きにご検討いただけたら嬉しく思います。

委員 土井香苗

日本政府として、全国的な性的指向・性自認 (SOGI) による差別禁止法の導入、同性婚の導入、そして、性同一性障害特例法の廃止又は抜本的な改正が必要である。こうした LGBT の人びとの人権を守るために必要不可欠な基本的な法律が日本にないなかで、多くの LGBT の人びと、なかでも子どもたちが、こうした法律が導入されしっかりと執行されていれば予防できるであろう差別や偏見、苦しみまでも、経験し続けているのが現状である。

こうした現状のなかではとくに、各地方自治体の役割や重要である。今回詳細が検討されたパートナーシップ制度導入は、国が同性婚を導入しないことから起

こる問題に対する自治体の対応として必要である。しかし、LGBT の人びとの直面する様々な困難は、婚姻の不平等だけではないのでその対策として十分とはいえない。つまり、婚姻の不平等以外の重要課題についても対応すべきであるので、市川市などの自治体がとるべき施策について、「2 多様性社会の推進に関するその他の提言」に記載されたことに加えて、以下提言する。

➤ SOGI 差別禁止条例の導入

何人も、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる場において、性的指向・性自認による差別的取扱いを行ってはならないことを明確に示すことは重要である（三重県等）。さらに、その苦情処理機関を設置することが重要である（参考：浦添市、豊島区等）。浜松市が検討しているように、SOGI のみならず、より広範な内容の条例とできればなお望ましい。

- ✓ SOGI 差別禁止条例を導入すること。

さらに条例の執行をより確固たるものし、差別の禁止・解消、SOGI に拘わらずすべての人の人権の尊重を促進するために、

- ✓ SOGI を理由とする学校でのいじめをなくすための施策を総合的にし、実行すること。いじめの統計を取る際には、SOGI によるいじめの統計もとること。

➤ 主にトランスジェンダー市民のための諸施策

トランスジェンダーの人びとの法的な性別認定（戸籍上の性別変更）のための要件は、性同一性障害者特例法第 3 条及び第 2 条に定められている。この医師の診断書を必須とすること及び 3 条の定める 5 要件（①20 歳以上であること、②現に婚姻をしていないこと、③現に未成年の子がいないこと、④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること）すべてが、国際的な人権基準に違反し、早急な抜本改正が必要である。

医師の診断書及び性同一性障害者特例法第 3 条の 5 要件を必須とする現在の日

本では、法的な性別認定（戸籍上の性別変更）を受けられないでいるトランスジェンダー当事者が、数多く存在し、多くの困難に直面している。

そこで以下を提言する。

- ✓ 学校その他市の関係機関に対し、生徒や労働者などが自ら宣言するジェンダー・アイデンティティ（自認する性）として受け入れるべきであり、医師の診断書は不要であると通知すること。

委員 松本祐果

この度、市川市でパートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入のために協議会に参加させていただき、大変ありがたく光栄に思っております。

私自身は必ずしも性的マイノリティ当事者とは言えない中であたたかく議論に参加させていただき、委員及び多様性社会推進課の皆様感謝しております。

さて、今後の多様性社会に向けた取り組みとして、具体的に何をしていくべきか、色々思うところはあるのですが、①当事者が切実に困っている、困りごとを解消していくことと、②存在が認知され、一人の人として、自然な存在として受け入れられることは、車の両輪のように同時並行で進めていくのが良いかと思慮いたします。家族との関係、友人との関係、職場での人間関係においても、「一人の人として認められているから、気軽に困りごとを相談できるし、解決に向けて協力し合える」と感じています。私はたまたま縁があって、男女共同参画に携わる機会を得ていますが、その「たまたまの縁」がなければ、おそらく性的マイノリティの人達の存在は、一目で存在を認知できる市内の在住外国人より縁遠い存在だったと思います。

私は現在、市川市の男女共同参画審議会の委員として2期目を務めさせていただいていますが、審議会の委員に、性的マイノリティの当事者も加わっていただく必要があるのではないかと思います。1期目の任期中は、DVについての課題と、私の主な関心事が「家庭と仕事の両立」の方が主であることで、性的マイノリティの話題にはさほど時間を割かれていなかったかと思えます。2期

目に、委員の顔ぶれが変わった中で、ようやく性的マイノリティの話題を学校の先生方が言及するようになったところです。審議会の委員に当事者がいないままでは、女性不在のまま、女性問題を話合う状態が続いてしまうと思います。

先日、当事者の方たちの講演を聴く機会がありました。その際、「当事者だけで集まる場であれば、高い安全性が確保されていないと参加が難しい。当事者だけでなく広く理解を得たいということであれば、非当事者も気軽に参加できる場が良いと思い、自治体と協力して映画祭を行いました。」という話を聴きました。確かに、映画上映であれば、非当事者も気軽に鑑賞できますし、私自身、『RENT』というミュージカル映画を観たときにはじめて、「同性愛者」の存在を認知し、等身大の人間として捉える視点を得た経験があります。映画祭のような、非当事者が気軽に理解を深められるような取り組みをしていくことも、自然に受け入れられる世の中にしていくには効果があると思います。

委員 村上

私は39歳の女性です。市川市に住んで10年目になります。市川市で働き、市川市に税金を納めています。よく図書館に行き、夏になれば江戸川の花火をみにいき、秋には葛飾八幡宮のいちょうのライトアップをみにいくような、おそらく市川市に多くいるであろう市川市民の一人で、ただの一般市民です。そして、女性のパートナーと10年暮らしている、ただのLGBTQの当事者です。なにか特別なことをして欲しいとのぞんでいるわけではありません。性的マイノリティーのことを無理に理解して欲しいとも思いません。ただ、確実にこの市川市にも存在しているということを認識してほしいだけです。そして、パートナーとして公的に認められていたら助かる場面が多々あるだけです。

職場で日常生活のことを話す際は、パートナーの性別を偽り「彼氏」ということにして話しています。すると、「10年も付き合っていてなぜ結婚しないの?」という質問がきて、「結婚は望んでないんです」と毎回答えます。嘘を重ねて話をそらすことばかりです。本当は私は、10年も一緒にいる大切なパートナーと結婚という形がとれるならすぐに結婚したいです。愛する人と結婚し

たいということもそうですし、結婚したら制度のメリットもたくさんあるからです。しかし、残念ながらできません。私達はただの同居人で、なんの保証も説得力もない状態です。

そんな中、2019年に千葉県で初めて千葉市でパートナーシップ制度が始まりました。千葉市へ引っ越しをしようかとも思いましたが、まず市川市がパートナーシップ制度を導入してくれたら助かるなと思い、市川市のホームページへメールを送りました。市民の声はどこまで届くのが実験めいた気持ちもありました。2回目にメールをした時、協議する予定であることを返信で知り少し希望を持ちました。その後、パートナーシップ導入にむけての会議の場に参加させていただき、今に至ります。困りごとを解決しようとしてくれる市の姿勢に単純に感動しました。

多様性という言葉を目にする機会の多くなってきた世の中ですが、国では同性婚はまだまだ認められなさそうだと、残念ながら予想しています。存在しないものにされないよう、声をあげ続けていくしかないのが現状です。そうして声を上げ続けていく中で、せめて、自分の住まう市が味方でいてくれたら心強いと思っています。

最後になりますが、市川市にはパートナーシップ制度を導入していただきたいです。パートナーシップ制度の導入をきっかけに、市の企業や、病院、学校などで教育が行われ、多くの人が認知する機会になることが私の願いです。

この会議に参加させていただけたこと、心より感謝しています。
ありがとうございます。

(別紙)

各種申請書等における性別記載欄に関する指針（案）

1 目的

この指針は、性別記載欄を設ける際の指針に関し必要な事項を定めることにより、性別を記載することに違和感や苦痛を感じる方等の心情に配慮し、もって、人権尊重の取組みを進めることを目的とする。

2 この指針の対象

- (1) 市で様式を定めている申請書、届出書、申込書、通知書その他これらに類するもの
- (2) 市が行うアンケート、パブリックコメントその他これらに類するもの

3 性別記載欄を設ける場合の指針

各種申請書等への性別記載欄は、次に掲げる場合を除き、設けないものとする。

- (1) 国・県などの外部機関や法令等により性別の記載が求められている場合
- (2) 市の施策等の策定に当たり、統計上必要となる場合
- (3) 医療・保険・福祉サービスを提供する上で必要となる場合
- (4) 災害現場、医療現場等において本人確認が必要となる場合
- (5) 性別による対応の違いや配慮が必要な場合
- (6) その他業務上性別の記載を必要とする明確な理由がある場合

4 性別記載欄を設ける場合の配慮

性別の情報を収集する必要性について十分に精査の上、性別記載欄を設ける場合には、記入者自らが性別を記入する自由記載方式や、男女以外の選択肢を加えるなど、記入者の性自認、性的指向に十分に配慮するものとする。

5 施行期日

この指針は、令和 年 月 日から施行する。

【参 考】

1. 性別記載欄の必要性を確認するチェックポイント

No.	確認内容	チェックポイント
1	国・県などの外部機関や法令等により性別の記載が求められている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・条文中に性別を記載すべきことが規定されているか。 ・法令等で様式が定められているか。 ・法令等で申請等が義務付けられているが、様式の定めがない場合において、不要に性別記載を求めているか。
2	市の施策等の策定に当たり、統計上必要となる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・性別による満足度やニーズの差等を確認し、業務に反映する必要があるものか。
3	医療・保険・福祉サービスを提供する上で必要となる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・性別により健康管理、検査等の内容、数値、プログラム等が異なるか。 ・サービス内容や事業内容は、性別により配慮が必要か。
4	災害現場、医療現場等において本人確認が必要となる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・性別以外の情報（氏名、住所、生年月日等）で本人確認ができないか。
5	性別による対応の違いや配慮が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・更衣室、休養室やトイレ等、性別により区別が必要か。
6	その他業務上性別の記載を必要とする明確な理由がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を利用することが可能なシステム等で既に性別情報を保有していないか ・他自治体等との共有システムを利用する場合、更新や改修時に性別情報の収集の必要性を協議できないか。 ・法令等で定められた様式ではないが、他団体等が作成した様式で、性別記載を求めている場合なども、必要性について協議できないか。

2. 性別記載欄を設ける場合の配慮 記載例

No.	確認内容	記載例
1	自由記述とする場合	・性別（ ）
2	その他の選択肢を設ける場合	・性別： 男 ・ 女 ・ その他
3	回答しない選択肢を設ける場合	・性別： 男 ・ 女 ・ 回答しない
4	説明文を加える場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記入は任意です。 ・ ○○に使用するため、戸籍上の性別を記載してください。 ・ 提出していただいた内容は○○のみに使用され、他の目的に使用されることはありません。

市川市多様性社会推進協議会開催一覧

	開催日	協議項目	細目
第1回	5/18	1 制度の目的	1 制度の目的（趣旨）
		2 制度の根拠	1 制度の根拠
		3 制度のあり方	1 制度の種類 2 制度の対象者 3 パートナーシップの定義
第2回	7/8	1 制度の目的	1② 制度の目的（趣旨）（追加案）
		3 制度のあり方（対象者・定義）	2② 制度の対象者（ファミリーシップ制度）
		4 申請要件	1 居住地（住所）
			2 その他の申請要件 (年齢、パートナーシップ関係・婚姻関係・近親者・その他)
		5 証明書等の交付に関すること	1 手続書類
2 通称使用			
3 手続			
第3回	8/4	6 有効性に関すること	1 保存年限（有効期間）
			2 パートナー解消時
			3 転出時
			4 パートナーの死亡時
第4回	10/6	協議事項意見まとめ（中間）	
		公立小中学校・公共施設調査報告（市立小中学校の名簿・制服・トイレ、公共施設のトイレの状況）	
		協議事項意見まとめ（最終）	
		制度（案）に関する事務局案	
第5回	11/26	要綱（案）の概要	
		各種申請書等における性別記載欄に関する指針	
		パブリックコメント実施結果	
		提言書（案）	
		各種申請書等における性別記載欄に関する指針（修正後）	

市川市多様性社会推進協議会委員名簿

(敬称略、会長以外五十音順)

		区 分	役 職 等	氏 名
1	会 長	学識者（大学教授）	千葉大学名誉教授	片岡 洋子 (かたおか ようこ)
2		当事者・知識者	認定 NPO 法人 虹色 ダイバーシティ職員	有田 伸也 (ありた しんや)
3		学識者（法律家）	国際人権 NGO ヒュ ーマン・ライツ・ウォ ッチ日本代表	土井 香苗 (どい かなえ)
4		理解・支援者	市内在住	松本 祐果 (まつもと ゆか)
5		当事者	市内在住	村上 (むらかみ)

任期：令和3年5月18日～令和4年3月31日

市川市多様性社会推進協議会要綱

(設置)

第1条 多様性を尊重する社会を推進するため、市川市多様性社会推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) パートナーシップ制度に関すること。
- (2) その他多様性を尊重する社会の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員5人以内で組織する。

2 協議会は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) L G B T Q当事者
- (3) その他多様性を尊重する社会の推進に関し知識と理解のある者

(委嘱期間)

第4条 委員の委嘱期間は、委嘱された日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長を置き、委員のうちから互選する。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議の座長となって、会議を進行するものとする。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

(報償金)

第7条 市は、協議会に出席した委員に対し、報償金として、日額9,100円を支給する。

(身分)

第8条 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を有する者ではない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務)

第10条 協議会の運営に関する事務は、総務部多様性社会推進課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。